

当報告の内容は、それぞれの著者の著作物です。

Copyrighted materials of the authors.

AA 研共同利用・共同研究課題

「イスラーム聖者廟の財産管理に関する史料学的研究：イラン・サファヴィー朝祖廟を事例として」（2018～2020 年度）2019 年度第 2 回研究会（通算第 5 回）

日時：2019 年 10 月 5 日（土）・6 日（日）

開催場所：AA 研 301 セミナー室

研究会報告

共同研究第 2 年次第 2 回研究会では、本共同研究が初年度から研究に取り組んでいるアルダビール・サファヴィー教団名祖シャイフ・サフィー廟の寄進財産管理に関わる史料、‘Abdī Beg 編 *Ṣarīḥ al-Milk*（16 世紀編纂）について、3 名の共同研究員が研究報告を行った。

第 1 日目の阿部報告は、報告者が以前から取り組む 19 世紀版 *Ṣarīḥ al-Milk* の研究であった。サファヴィー朝滅亡後の 19 世紀末、廟寄進地の変動の中で新たに編纂された *Ṣarīḥ al-Milk* は、サファヴィー朝期の 2 つの *Ṣarīḥ al-Milk*（‘Abdī Beg 版と 17 世紀の *Ṣipāhānī* 版）に基づき作成されたが、ワクフ（イスラーム法に基づく寄進）の法的証拠としての機能は先行の *Ṣarīḥ al-Milk* に託し、専ら寄進地の管理実務に必要な情報を編集したものだったが、写本テキストの具体的な対比により示された。これにより、サファヴィー朝期 *Ṣarīḥ al-Milk* が 19 世紀にも法的証拠としての有効性を持続けたという、証拠集成としての *Ṣarīḥ al-Milk* の機能が改めて示された。討論では、まず 19 世紀版 *Ṣarīḥ al-Milk* とイランの主要聖者廟の 1 つイマーム・レザー廟の同時代のワクフ文書集成 *Āthār-i Rażawīya* との内容・機能上の相違（寄進地収入の使途の規定の有無など）が指摘され、*Ṣarīḥ al-Milk* が財産管理のいかなる「実務」で利用されたのかが問われた。また、19 世紀版の寄進地物件情報は、サファヴィー朝滅亡後の寄進地の減少や変動を経てどのような変化を示しているのか、更なる情報・テキストの異同の照合を通し明らかにする必要も確認された。

第 2 の渡部報告は、‘Abdī Beg 編 *Ṣarīḥ al-Milk* の現存写本のうち、17 世紀～18 世紀初の 2 写本の欄外書き込みを分析し、*Ṣarīḥ al-Milk* 現存写本の相関を再検討するとともに、欄外書き込みからサファヴィー朝期の寄進地の変動・管理システムに関するどのような情報が抽出しうるかを示した。欄外書き込みから推定される廟寄進地物件の増減傾向が示されたが、討論では、*Ṣarīḥ al-Milk* があくまで物件の法的根拠を主張する証拠集成として編纂されたことを踏まえれば、その物件情報は必ずしも現実の占有状況を示していたとは言い切れ

ず、欄外書き込みの占有／非占有情報をそのまま占有の変化と取ることは留保が必要であるとの批判があった。また、報告者が寄進地管理上の問題点として挙げた寄進地収入のソユルガル（恩賜）としての個人・集団への給付は当時は珍しい政策ではなく、サファヴィー朝期行財政制度の研究に基づく分析の必要が指摘された。

2 日目、高木報告は、シャイフ・サフィーが寄進した最古層の寄進地群に数えられるアルダビール地方バルール村が、いかなる経緯を経てサファヴィー家の所有、寄進地となったかを、*Ṣarīḥ al-Milk* の記述と村に関連する現存行政文書史料 2 点を用い、14 世紀イルハン朝末期から同朝滅亡後の抗争期にかけての政治情勢を踏まえつつ再構成するものだった。*Ṣarīḥ al-Milk* は廟保管文書に基づきバルール村がイルハン朝君主、シャイフ・サフィー、サフィーの子の 3 者により「ワクフされた」とする矛盾する記述を残しているが、この記述がどのような実情を反映しているのか、現存文書史料を手掛かりに先行研究の分析の不足を補う再検討が試みられた。討論では、行政文書や *Ṣarīḥ al-Milk* における土地の帰属・権利に関わる記述や語法は法文書と異なり、史料の性質に即した解釈が必要になることが指摘された。

最後に、総合討論において、コメンテーターの二宮文子（青山学院大学）から、南アジアの聖者廟への寄進・財政基盤について詳細な事例に基づくコメントが寄せられ、イスラーム法のワクフ制度が財産保全の手段として重要な役割を持つ西アジアとは大きく異なる、聖者廟の財産管理のあり方が示された。このコメントに基づき、イラン～南アジアにおける聖者廟の財の獲得・管理の社会・文化的背景については、多様な視角による分析が必要であることが議論された。

（文責：渡部 良子）

研究報告要旨（各報告者自身の執筆による）

阿部 尚史（AA 研共同研究員・お茶の水女子大学）

「証拠から実務へ——19 世紀版 *Sarih al-melk* の機能変化」

サフィー廟財産の証拠集成である *Sarih al-melk* は、16 世紀にアブディー・ベクによって作成され、17 世紀にはセパーハーニーがその補遺を作成していた。それが、19 世紀末に再編集された。本報告はこの 19 世紀版の位置づけと機能について考察を行った。報告者の調査によれば、19 世紀版は証拠機能を以前の *Sarih al-melk* に期待して、とくに実務的な機能を中心に編纂されたものであることが明らかになった。具体的には、19 世紀版には物件の内容（四囲や規模・持分率）は記されるが、購入金額や錯綜した権利関係の経緯などは省略さ

れ、また見やすさを重視した構成になっていた。

渡部良子（AA 研共同研究員・東京大学）

「‘Abdī Beg 編 *Šarīḥ al-Milk* 2 写本の欄外書き込みに関する予備的研究」

本報告は、‘Abdī Beg 編 *Šarīḥ al-Milk* (ŠM-AB) 3 写本のうち、17 世紀写本（イラン国立博物館 3719=M3719）、18 世紀初写本（イラン国立図書館 2734=K2734）の欄外書き込みから、

(1) ŠM-AB 写本の相互関係、および (2) サファヴィー朝期のサフィー廟寄進地の変化、管理システムに関する情報を引き出すことを試みた。

(1) ŠM-AB 3 写本の欄外書き込みを照合すると、ŠM-AB 編纂（1570）直後作成されアッバース 1 世期（1587–1629）にサフィー廟に寄進された M3718 の後、17 世紀に M3718 の欠陥を補正して作成され、アッバース 2 世期（1642–66）の総合的な寄進地調査・整理をはじめ寄進地管理に関わる新情報が欄外に書き込まれていった M3719 が、その後の写本（K2734 および部分校訂 Hidāyati 1390kh の使用写本）の原本となっていることが確認できる。M3719 の作成時期および欄外書き込みの成立過程についてはなお不明点が多いが、ŠM 写本が寄進地管理で利用され補訂されていたことが分かる。

(2) 欄外書き込みは各ワクフ物件の占有（*tašarruf*=用役権の保有）を記録するとともに、初版編纂後に確認または新規追加された物件情報を加筆している。それによるとアゼルバイジャン地方ではアルダビールを中心に物件が増加傾向にある一方、遠隔地では占有を外れた物件が少なくないことが確認できる。新規物件情報の一部はアッバース 1 世期の Šipāhānī 編 ŠM と共通しており、寄進地管理における 2 つの ŠM の関係も精査を要する問題である。財産管理システムに関する情報は断片的であるが、管理文書（*tūmār-i nasaq*）や年単位の帳簿（アワールジャ帳簿）の作成など、レザー廟とよく似た文書・帳簿による寄進地運営管理システムが垣間見えるほか、一部だが賃貸契約に関する書き込みがなされた物件もあり、廟が寄進地収入を確保する手段を伝えている。

高木 小苗（AA 研共同研究員・早稲田大学）

「アルダビール地方バルール村の変遷再考」

本発表では、サフィー廟不動産登記目録 *Šarīḥ al-Milk* に記された物件の一つ、アルダビール地方のバルール Barūr 村について、その 14 世紀後半における利権・所有権の帰属の変遷を再考した。バルール村は、*Šarīḥ al-Milk* のほかに、サファヴィー教団が保有した権益に関

する公私の文書群（通称アルダビール文書）にも登場し、村の情勢が先行研究により明らかにされている。発表者は、昨年度、両資料を対照して村に関する基礎的考察を発表しており、今回は先行研究の問題点を指摘し、新たな資料解釈を呈示した。村の帰属の変遷に関する先行研究の資料解釈と発表者による新解釈は下記のとおり。

（1）モンゴル政権イルハン朝の財務機関ディーワーンが、9代君主アブー・サイード治世（位 1316-35）の 1325 年発令の文書で、村の諸税の内訳を示し、ディーワーンが指定した村の新占有者に徴税を委託しているため、当時、村はディーワーンに属していた。発表者は、ディーワーンが村の収益に課税したことは事実だが、先行研究が村の占有者とみなした人物は、実際は徴税請負人であると指摘した。

（2）*Ṣarīḥ al-Milk* によると、その後、村は、まず君主アブー・サイード、続けてシャイフ・サフィーにより教団の修行所に対する寄進財ワクフに設定された。サフィーの死後は、村の収益は、次男・後継者シャイフ・サドルと四男シャイフ・アブー・サイードに帰属し、後者が村を教団に対するワクフとした。発表者は、2 者が同じ物件を二重にワクフとすることは不可能なため、君主アブー・サイードは、村の税収をワクフ財か年金イドラール等の名目で教団に給与し、サフィーがそれを教団に対するワクフとし、彼の死後、子のアブー・サイードが再設定して確定化されたと考えた。

（3）1353 年 8 月付の発行者不明の命令文書によると、村は当時、サドルの弟子たちの私有財ミルクであった。発表者は、同文書がイルハン朝の旧重臣チョバン家のディーワーンにより発令され、村は当時、サドル個人の私有財で、村の諸税が教団のワクフ財であったと考察した。